

財務省第11入札等監視委員会

平成26年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成27年3月19日(木) 高松国税局第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 委員 平井 健之 委員 岡林 正文	(アローズ法律事務所 弁護士) (国立大学法人香川大学経済学部 教授) (公認会計士)
審議対象期間	平成26年10月1日(水)～平成26年12月31日(水)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名: 八幡浜税務署外構整備工事 契約相手方: 株式会社大任建設 契約金額: 4,179,600円 契約締結日: 平成26年12月10日 担当部局: 高松国税局
随意契約(公共工事)	一	—
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名: 平成26年分確定申告関係各種封筒の作成(区分1) 契約相手方: 香川印刷株式会社 契約金額: 4,094,283円 契約締結日: 平成26年11月6日 担当部局: 高松国税局
随意契約(物品役務等)	一	契約件名: 平成26年度 香川県内合同宿舎受水槽清掃業務 契約相手方: 株式会社 しこく美装 契約金額: 793,800円 契約締結日: 平成26年10月14日 担当部局: 四国財務局
応札(応募)業者数1者関連	1件	契約件名: 平成26年度 四国財務局物品(A重油・白灯油)購入契約 契約相手方: 高橋石油株式会社 契約金額: 1,541,535円 契約締結日: 平成26年11月27日 担当部局: 四国財務局
委員からの意見・質問、それにに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「平成26年分確定申告関係各種封筒の作成（区分1）」 契約相手方：香川印刷株式会社 契約金額：4,094,283円 契約締結日：平成26年11月6日 担当部局：高松国税局</p>	
<p>この調達の納期は平成26年12月1日（月）だが平成26年11月6日（木）の契約日から作業期間があまりないため、もう少し前倒しで調達できないのか。</p>	<p>高松国税局管内では、県庁所在地にある税務署で閉庁日対応を実施しており、該当署の封筒は閉庁日対応について付記されたものを使用している。 この閉庁日対応を実施するのかどうか、いつするのか等について、正式決定後すぐに調達を始めてもこの日程になるため、これ以上日程を早めることは出来ない。</p>
<p>それならば閉庁日対応のことはチラシで作成し、それを封筒に封入すればいいのではないか。</p>	<p>閉庁日対応は納税者にとって重要なことなので、分かりやすく封筒に明示している。 チラシを封入する方法だと他の書類に紛れ、閉庁日対応することが納税者に分かりづらいため、封筒に印刷して明示する方法によっている。</p>
<p>応札業者の入札金額がいずれも税抜きで3,791,003円、6,113,740円と開きがあるのはなぜか。</p>	<p>落札業者は企業努力で仕入原価を下げるなどして入札金額を下げていること、また、ここ3年続けてこの調達を落札しておりノウハウがあることなどから安く入札出来ているものと思われる。</p>
<p>【案件2】 「平成26年度 香川県内合同宿舎受水槽清掃業務」 契約相手方：株式会社 しこく美装 契約金額：793,800円 契約締結日：平成26年10月14日 担当部局：四国財務局</p>	
<p>請負金額から、検査機関に支払う所定の検査費用を除いた残りの金額で、業務の適正な履行は可能か。 履行（完了）の確認はどうしているのか。</p>	<p>同者によると、県内で同種業務の受注実績を多く有し、これらと並行し実施することで履行が可能としている。 検査機関から清掃後に現地採取されたサンプル水の分析結果書並びに現場検査書の発行と清掃作業状況の写真等、受注者からの業務実施報告書により履行（完了）を確認している。</p>

<p>毎年度当該業務の受注者は同じか。</p> <p>【案件3】 「八幡浜税務署外構整備工事」 契約相手方：株式会社大任建設 契約金額：4,179,600円 契約締結日：平成26年12月10日 担当部局：高松国税局</p>	<p>過去には同じ者が続いた時期もあったが、昨年の受注者とは異なっている。</p>
<p>平成26年11月21日（金）の落札から平成26年12月10日（水）の契約締結まで3週間ほど日数がかかっているが、落札から契約までの日数はそのくらいかかるものなのか。</p>	<p>落札日以降、契約締結に向け、契約書の作成、内部決裁や郵送による契約書のやりとりなどに一定の日数が必要である。</p>
<p>契約までの日数がかかるのならもう少し早めに調達できないのか。</p>	<p>7月の定期人事異動後、署から工事の要望があり、予算確保に努めた後に調達を行うことから、手続き上これ以上調達を早めることは出来ない。</p>
<p>今回の調達では1者が入札を辞退しているが、なぜ辞退したのか。</p>	<p>業者に確認したところ、公告時は工事の日程が空いていたので入札する予定であったが、他の工事の工期がずれこみ、人手不足になったことから、工事を請け負ったとしても納期までに完成せず、国税局側に迷惑をかける恐れがあったため、辞退することにしたとのことであった。</p>
<p>1者が入札を辞退し実質的には1者応札となっているが、その原因は何か。</p> <p>【案件4】 「平成26年度 四国財務局物品（A重油・白灯油）購入契約」 契約相手方：高橋石油株式会社 契約金額：1,541,535円 契約締結日：平成26年11月27日 担当部局：四国財務局</p> <p>契約期間内で変更契約した理由は。</p>	<p>東日本大震災の復興特需に伴う資材の高騰や景気回復による人手不足等が原因と考えている。</p> <p>昨年までのA重油の価格は、需要時期内は若干値上がりするものの、価格は安定していたが、今年の冬は異例で、価格の値下がりが続いたため、市場価格調査を行い、契約単価の見直しが必要と判断し、「経済情勢等の理由により契約継続が困難な場合は双方で協議する」の契約書条項に基づき、契約相手方と協議・交</p>

	<p>涉し、変更契約を締結したものである。 来年からは、価格変動に対応すべく改定条項を追加するよう検討したい。</p>
1者応札となった理由は。	<p>契約相手方からヒアリングしたところ、「1回あたりの給油量が少なく、業者にとってスケールメリットがないのも他者が応札しなかった理由の一つではないか。」と聞いている。 昨年までも「公開見積合せ」いわゆるオープンカウンタ方式で実施していたが、複数の応札はなかった。</p>